

NPO 法人 Q&A

～NPO 法人 に興味のある方
の設立をお考えの方 へ～

このパンフレットは、NPOの活動や
NPO法人の設立・運営等について
取りまとめたものです。
みなさんの活動にぜひお役立てください。



愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん

愛媛県ボランティアイメージキャラクターボラっぺ

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課
県民協働グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

TEL (089) 912-2305

FAX (089) 912-2299

メールアドレス : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

愛媛ボランティアネット URL : <https://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>

内閣府 NPO ホームページ URL : <https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

令和5年11月改訂

NPO 法人 Q&A

Q. NPO って何ですか？

■NPO は、Non-Profit Organization という英語の頭文字をとった言葉で、直訳すれば「非営利団体」となります。株式会社や有限会社などと違い、NPO は営利を目的としない団体（法人格の有無は問いません）ということです。

Q. 非営利とは何ですか？

- 非営利とは、一言でいえば「もうかった利益を団体の構成員に分配しない」ということです。
- NPO は、活動資金として会費や寄附金を集める以外に、活動に対する対価をもらっても差し支えありませんし、活動資金の足しにするために社会貢献活動とは別に収益事業を行ってもかまいません。そうやって生じた利益を、団体の構成員で分配すれば営利目的の団体ですが、それを次の社会貢献活動の資金へと回していくなら、営利を目的としない団体、つまり NPO といえるわけです。
- NPO は社会貢献活動を継続的、組織的に行いますから、活動資金を稼ぐことはむしろ当然ともいえます。

Q. NPO と NPO 法人はどう違うのですか？

- NPO は、法人格の有無に関わらず、広く非営利団体のことです。会則がある、代表者がいる、事務局機能がある、団体のお金は独立して経理されているなど、組織としての実態が目に見える形で整えられており、さらに、営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的、継続的に行う団体は NPO といえるでしょう。
- 一方、NPO 法人と通称される「特定非営利活動法人」は、NPO 法に基づいた認証を受け、法人格を取得した団体です。

Q. NPO 法とはどのような法律ですか？

- NPO 法は通称で、正式な名称は「特定非営利活動促進法」といい、平成 10 年 12 月 1 日に施行され、直近では令和 2 年 12 月に一部改正が行われました。
- この法律は、NPO などの市民活動を行う非営利団体が、簡易に法人格を取得するための基準や手続きを定めたものです。
- この法律に基づいて所轄庁（都道府県及び政令指定都市）の認証を受け、法人格を取得した団体のみが「特定非営利活動法人（NPO 法人）」を名乗ることができます。
- 平成 24 年 4 月の改正で、NPO 法人の「認定」「仮認定（現特例認定）」の制度が変更、新設されました。認定又は特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人の中でも、特に活動内容や寄附金収入額などについて決められた要件を満たす場合に決定されるものです。該当する法人に寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が講じられるなどの特徴があります。

Q. どんな団体が NPO 法人になれるのですか？

- NPO 法は、NPO の全ての活動分野を対象としているわけではなく、20 の分野に限っています。法律の名称に「特定」とついているのはこのためです。ただ、20 分野に限ったとはいっても、実際には幅広い分野がカバーされています。



NPO 法人 Q&A

■団体の活動がこれらに該当し、かつ不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているのであれば、その活動は特定非営利活動といえます。

◇NPO 法で定められている特定非営利活動

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(愛媛県は該当なし)

■NPO 法人になるには、団体として次の要件を満たすことが必要です。

・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
・営利を目的としないものであること。
・特定非営利活動に係る事業に支障を生じるほどその他の事業を行わず、また、その他の事業で生じた収益は、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用すること。
・社員(総会で議決権を持つ会員、正会員)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
・役員として3人以上の理事と1人以上の監事がいること。
・それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いないこと。 また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数が、役員総数の1/3を超えていないこと。
・役員(理事、監事)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。
・役員は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者などの役員の欠格事由に該当していないこと。
・その活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
・その活動が、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものではないこと。
・特定の政党のためにNPO 法人を利用しないこと。
・特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。
・暴力団でないこと、暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
・10人以上の社員がいること

■これらの要件を満たす団体は、一定の書類を添えた申請書を、所轄庁である愛媛県又は権限移譲先の市町に提出します。所轄庁ではNPO 法に定められた基準や手続きに従って審査し、不備等がなければ認証することになります。所轄庁の認証を受けた団体は、松山地方法務局で法人の設立登記を済ませれば、NPO 法人の誕生となります。



NPO 法人 Q&A

NPO 法人 Q&A

Q. 活動実績のない団体でも NPO 法人の認証を受けることができますか？

- 従来から活動してきた任意団体が NPO 法人になる例もありますが、まず法人格を取得し、その後で活動を始める団体もあります。
- 法人格を取得する際に、これまでの活動実績が問われることはありません。

Q. NPO 法人の利点は？義務・責任・制約は？

- NPO 法は法人格を取得するための法律ですので、その団体にとって法人格が必要かどうかを考える必要があります。
- 法人格があれば、契約締結や財産保有などの法律行為を団体名義で行うことができ、責任の所在が明確になるなどのメリットがあります。
- 一方で、法人化により生じるコストや事務手続きもあります。また、NPO 法をはじめとした法律等に決められたルールに則った運営をしなければならず、法人としての責務も問われます。
- 法人化による具体的なメリットの有る無しは、その団体の規模や活動内容によりますので一概にはいえません。NPO 法人の設立にあたっては、団体内部で十分に話し合っ、団体にとって最善の選択をされることをお勧めします。

【主な利点】

- ・法人として契約行為が可能となること。
- ・法人として財産(預貯金、不動産等)を所有することができること。
- ・団体の資産と個人の資産を明確に分けられること。

【主な義務・責任・制約】

- ・所轄庁への届出や法務局への登記など、法律等によるルールに則った運営をしなければならず、違反した場合には罰金や過料等の対象となること。
- ・情報公開の義務が発生すること。
- ・活動を行わない場合も「法人の休止」という制度はなく、法律等に則った運営を続ける必要があること。
- ・解散したときの残余財産帰属先に制限があること。
- ・解散に際しては、必ず公告によって債権の申出の催告を行わなければならず、手数料がかかること。

Q. NPO 法人になると行政から補助金がもらえるのですか？

- NPO 法人になったことをもって、行政からの補助金が得られるということはありません。
- 行政が支出する補助金の中には、NPO 法人を対象としたものもありますので、そのような場合に、法人格を取得することで応募資格を得るということです。
- なお、補助金や助成金には、行政だけでなく、企業等が行っているものもあり、その目的や対象、要件なども様々ですので、申請の際には十分に検討することが必要です。

Q. NPO 法人になるには費用がかかりますか？

- NPO 法人になるにあたっては、いわゆる資本金のようなものは一切必要ありません。
- 所轄庁への認証申請にあたっては、手数料の納付の必要はありませんが、若干の諸経費(郵便代、コピー代等)が必要となるでしょう。



NPO 法人 Q&A

- 法人登記にもお金はかかりませんが、登記事項証明書の発行には手数料が必要となります。登記に関しての詳細は、松山地方法務局(089-932-0888(代))にお問い合わせください。
- なお、法人を解散する際には、公告(愛媛県官報販売所(089-941-7879)取扱い)によって債権の申出の催告を行わなければならない、約4万円の手数料がかかります。これは、法定の手続きですので、財産や債務の有無に関わりなく、行う必要があります。

Q. NPO 法人には税金がかかるのですか？

- 「税法上の収益事業(法人税法施行令第5条第1項に規定する物品販売業、請負業等34業種)」を行っている場合、法人税、法人住民税(県民税・市町民税)の法人税割、法人事業税が課税されます。また法人住民税の均等割(県民税約2万円、市町民税6万円(H25.5末現在))も課税されます。なお、所得金額が年40万円未満の場合は申請により、法人県民税均等割が免除されます。(法人市町税の均等割については、各市町によって取扱いが異なります。)
- この「税法上の収益事業」は、NPO法に規定されている収益事業とは定義が違いますので、定款で特定非営利活動に係る事業とされているものでも、法人税法上は収益事業になるものがあります。
- 「税法上の収益事業」を行っていない場合も、原則として、法人住民税の均等割が課税されます。なお、申請により法人県民税の均等割が免除されます。(法人市町税の均等割については、各市町によって取扱いが異なります。)
- このほか、不動産取得税や固定資産税、自動車税種別割や自動車税環境性能割が課税されることもあります。また、消費税の課税業者に当たる場合もあります。印紙税については、NPO法人が発行する領収証や受取書は、たとえ収益事業に関するものであっても、金額にかかわらず印紙を貼る必要はありませんが、契約書については免除の規定はないので印紙が必要です。
- 詳しくは、最寄りの税務署、県地方局税務担当課、市町税務担当課にお問い合わせください。

Q. どんな NPO 法人がありますか？

- NPO法人は、行政の目だけで監督するのではなく、市民自らが監督し育てていくものだという考えから、一般の方々がNPO法人に関する書類を自由に見ることができる仕組みとなっています。たとえば、団体から所轄庁に法人設立の申請があったときは、申請資料を所轄庁ホームページで公表しています。また、各法人の事業報告書等は所轄庁で閲覧できるほか、「愛媛ボランティアネット」や「内閣府NPOホームページ」で検索できます。
- また、NPOなどを側面から支援する機関として「中間支援組織」があり、現在、愛媛県内では、9組織が活動していますので、ご紹介します。

まつやま NPO サポートセンター	松山市	089-943-5790
愛媛県ボランティア・市民活動センター	松山市	089-921-8912
今治市民活動センター	今治市	0898-25-8234
八幡浜みなと みなと交流館	八幡浜市	0894-21-3710
新居浜市市民活動サロン	新居浜市	0897-65-1218
新居浜市ボランティア・市民活動センター	新居浜市	0897-32-8129
西条市市民活動支援センター	西条市	0897-53-2603
四国中央市ボランティア・市民活動センター	四国中央市	0896-28-6039
宇和島 NPO センター	宇和島市	0895-49-3563

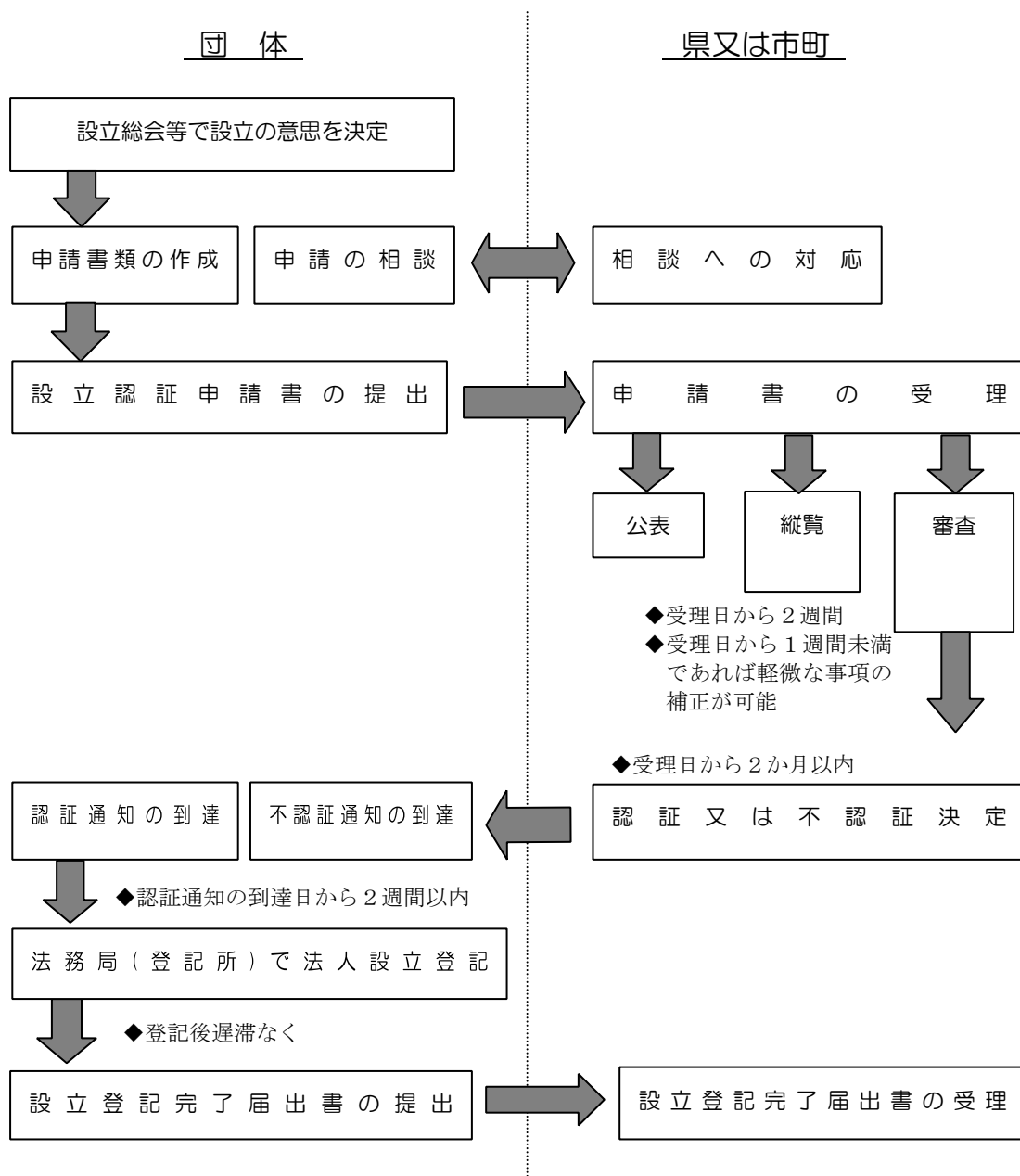


NPO 法人 Q&A

Q. NPO 法人設立までの流れは？

- NPO 法人設立までの流れについては、下記フロー図のとおりです。
- なお、NPO 法人の設立認証については、受理日から2週間の縦覧期間が設けられており、縦覧終了後 2 か月以内に認証または不認証の決定が行われます。
- 書類に不備等がない場合であっても 75 日程度の期間がかかりますので、事業を開始する時期を勘案のうえ、余裕をもって申請することをお勧めします。

◇NPO 法人設立までの流れ



NPO 法人 Q&A

Q. 設立認証申請に必要な書類は何ですか？

■NPO 法人の設立認証申請は、所轄庁に申請書を提出して行います。申請書には、NPO 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地、定款に記載された目的を記載します。

■なお、申請書の添付書類として以下のものがが必要です。

・定款
・役員名簿（役員の氏名及び住所または居所ならびに各役員について報酬の有無を記載した名簿）
・各役員が NPO 法第 20 条各号に該当しないこと及び第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本
・各役員の住所または居所を証する書面（住民票等。住民基本台帳ネットワークの利用もできる）
・社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面
・団体が、NPO 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認した書面（確認書）
・設立趣旨書
・設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
・設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
・設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

■詳しくは、愛媛ボランティアネットをご覧ください。か、県または市町の窓口にお問合せください。

Q. 県や市町の担当窓口はどこになりますか？

■NPO 法人の所轄庁は、愛媛県内のみには事務所がある場合は愛媛県知事、他の都道府県にも事務所を有する場合は主たる事務所の都道府県の知事となります。

■なお、愛媛県においては、市町への権限移譲を行っているため、各種申請窓口は、法人事務所の所在地により、次のとおりとなります。

事務所所在地	申請等窓口	電話番号
今治市のみ	今治市市民生活課	0898-36-1530
新居浜市のみ	新居浜市地域コミュニティ課	0897-65-1218
西条市のみ	西条市市民協働推進課	0897-52-1462
四国中央市のみ	四国中央市地域振興課	0896-28-6014
上島町のみ	上島町企画情報課	0897-77-2500
伊予市のみ	伊予市地域創生課	089-909-6382
東温市のみ	東温市総務課	089-964-4400
久万高原町のみ	久万高原町総務課	0892-21-1111
松前町のみ	松前町町民課	089-985-4228
砥部町のみ	砥部町企画政策課	089-962-7250
宇和島市のみ	宇和島市市民課	0895-49-7004
八幡浜市のみ	八幡浜市政策推進課	0894-22-3111
大洲市のみ	大洲市企画情報課	0893-24-1728
西予市のみ	西予市まちづくり推進課	0894-62-6403
内子町のみ	内子町総務課	0893-44-2111
伊方町のみ	伊方町総合政策課	0894-38-2659
松野町のみ	松野町ふるさと創生課	0895-42-1116
鬼北町のみ	鬼北町企画振興課	0895-45-1111
愛南町のみ	愛南町企画財政課	0895-72-7317
松山市及び2以上の市町に事務所を設置している場合 愛媛県内に主たる事務所を置き、他の都道府県にも事務所を置く法人	愛媛県県民環境部県民生活局 県民生活課	089-912-2305



NPO 法人 Q&A

NPO 法人 Q&A

Q. 設立後に行わなければならない事務は？

- NPO 法や他の関係法令で、NPO 法人が行わなければならない事務等が定められています。
- NPO 法人の主な年間スケジュール(NPO 法に係る一般的な事務)を紹介します。

期限	提出先	内容	主な事務書類
前事業年度終了			
理事会や監事監査まで		前事業年度の事業報告書等(法第 28 条関係書類)の作成開始	事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿
		理事会、監事監査、総会の日程調整、会場確保	
		理事会の開催(総会の付議事項の検討など)	理事会議事録
		監事監査	監査報告書
総会招集通知まで		総会議案書の作成	総会議案書
定款の定めに従う(少なくとも開催の5日前まで)	全社員(議決権を持つ会員) ※議決権を持たない賛助会員等は定足数にはカウントできない	総会の招集通知(法第 14 条の4により定款の定めに従った方法で行う)	総会議案書、出欠連絡票(書面表決書、委任状)等
		総会の開催(法第 14 条の2により少なくとも毎年 1 回通常社員総会を開かなければならない)	総会議事録
3月以内	法務局	貸借対照表の公告	貸借対照表
3月以内	所轄庁	前年度の事業報告書等提出	事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿
随時	所轄庁	役員変更等届出書提出(再任を含む)	役員変更等届出書、変更後の役員名簿 (新任の場合)就任承諾書及び誓約書、住民票(又は住基ネットで確認)
変更が効力を発する日から2週間以内	法務局	代表権を持つ理事の変更登記(重任を含む)	変更登記申請書、総会議事録、理事会議事録又は理事の互選書、就任承諾書等

- 上記以外にも、登記(定款の変更に伴うもの等)や税関係の手続き等が必要な場合があります。

